

「石川県内のものづくり中小企業に就職」した 理系大学院修了者の 奨学金返還を助成します

石川県では、企業の成長に不可欠な研究開発や新製品開発などを担う人材の確保を支援するため、県内ものづくり中小企業に就職した理系大学院修了者を対象に奨学金の返還助成を行います。

助成金額
最大
100万円

1. 対象者

- ① 新卒者：理系大学院を平成30年3月以降に修了し、対象企業に正社員として就職した者
 - ② 転職者：理系大学院を修了した者で、石川県外に主たる事業所を有する企業を平成28年10月1日以降に離職し、対象企業に正社員として就職した者
- ※詳細は裏面をご覧ください。

2. 助成対象経費

大学院在学時に独立行政法人日本学生支援機構から貸与された奨学金のうち、対象企業に勤務して3年間経過した時点における奨学金貸与額の返還残額とし、100万円を上限とする

3. 申請方法

対象企業に就職した日から2か月以内に、以下の認定申請書類を「石川県人材確保・定住推進機構」に提出ください。(勤務期間3年経過後に、別途、交付申請が必要になります)

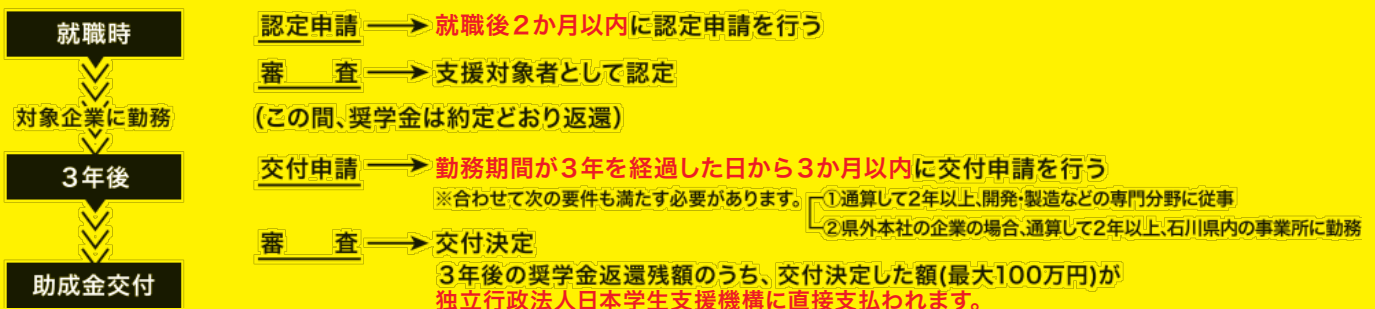
- | | |
|------------|-------------------|
| ① 認定申請書 | ④ 在職証明書 |
| ② 奨学金貸与証明書 | ⑤ 退職証明書 |
| ③ 修了証明書 | (県外から県内企業への転職の場合) |



※様式は
ジョブカフェ石川HPから
ダウンロードできます。

QRコードを眺み取って
アクセス!

返還助成の流れ



認定申請提出
問い合わせ先

石川県人材確保・定住推進機構(ジョブカフェ石川 企画・連携グループ)
〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1F いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)
TEL: 076-235-4535 FAX: 076-235-4523

「石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成制度」の概要

助成対象となる者

1

理系大学院[※]を修了し、**大学院在学時に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受け、返還を行っている者**であり、以下の(1)(2)のいずれかに該当する者

(1) 新卒者: 理系大学院を平成30年3月以降に修了し、対象企業に正社員として就職した者

(2) 転職者: 県外に主たる事業所を有する企業を平成28年10月1日以降に離職し、対象企業に正社員として就職した者

※「理系」とは、工学研究科、理学研究科、農学研究科のほか、これらに相当する研究科のことをいう

※「大学院」とは、大学院修士課程、大学院博士課程のことをいう

対象企業 (対象となる就職・転職先企業)

2

以下の(1)(2)のすべてに該当する企業

(1) 石川県内に主たる事業所もしくは開発部門を有する中小企業[※]

※「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する会社

(2) 以下の対象業種のいずれかに該当していること

※対象企業の例を右記HPに掲載しております。

<http://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/>



《対象業種 (統計法第2条第9項に定める日本標準産業分類中分類)》

鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

繊維工業、化学工業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業

情報通信機械器具製造業、情報サービス業

助成金の交付要件

3

対象企業への就職時に認定を受け、以後、就職した対象企業に3年間勤務し、以下の(1)(2)のいずれも満すこと

(1) 通算して2年以上、開発・製造など専門知識を活かした業務に従事すること

(2) 県外に主たる事業所がある企業の場合、通算して2年以上、石川県内の事業所で勤務すること

対象経費

4

大学院在学時に独立行政法人日本学生支援機構から貸与された奨学金(有利子・無利子を問わない)のうち、対象企業に勤務して3年間経過した時点における奨学金貸与額の返還残額とし、100万円を上限とする

交付方法

5

助成金は、3の要件を確認した時点で、独立行政法人日本学生支援機構に直接交付する

申請方法

6

(1) 認定申請

対象企業に就職した日から2か月以内に、以下の認定申請書類を「石川県人材確保・定住推進機構」に提出ください。

① 認定申請書

② 奨学金貸与証明書

③ 修了証明書

④ 在職証明書

⑤ 退職証明書(県外から県内企業への転職の場合)

(2) 交付申請

就職時に(1)による認定を受け、助成金の交付要件を満たしたときは、対象企業への勤務期間が3年を経過した日から3か月以内に、以下の交付申請書類を「石川県人材確保・定住推進機構」に提出ください。

① 交付申請書

② 勤務証明書

③ 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

※ 詳細は「石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成金交付要綱」をご確認ください。以下のジョブカフェ石川HPにおいて公開しております。(各申請様式もダウンロードできます。)

<http://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/>

QRコードを読み取ってアクセス!

